

第 2 3 号議案

学校保健安全法第 2 0 条に基づく臨時休業の決定について

上記議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年）4 月 3 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、臨時休業を行う必要がある。

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定について

学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおり臨時休業を実施する。

記

1 内容

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定

2 臨時休業期間

春期休業の終了日の翌日から5月6日まで